

住宅都市局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 重点項目「工事の安全管理」		
<p>ア 解体方法の変更に伴う作業計画の確認</p> <p>本工事は、兵庫区の市場施設の解体撤去工事である。</p> <p>解体作業について、請負人は労働安全衛生規則に基づき作業手順や危険防止の方法等を示した作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければならない。</p> <p>本工事では、工程短縮等のため、中庭となっている 3 階屋上に重機を乗せ、建物内側から解体する当初の計画を、地上から最上階の 5 階まで届く大型解体機を使用する工法に変更した。</p> <p>しかし、解体方法の変更について、請負人は打合せ簿による仮設足場の一部撤去の報告のみで、作業手順や立入禁止区域等を当初策定していた作業計画に反映せず、協議記録等の整備が不十分なまま解体作業を進めた。</p> <p>請負人は、変更内容を適切に作業計画へ反映するとともに、発注者と請負人双方が作業計画に基づいて事前に作業手順や安全性を確認し必要な安全対策等を講じるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。</p> <p>(住宅都市局建築技術部建築課)</p> <p>[No. 47 中央卸売市場本場厚生ビル他解体撤去工事]</p>	<p>工法の変更について、市監督員と請負業者とで協議確認を行っていたが、両者とも工事を進めることを優先し、協議記録に具体的な作業方法、安全対策等の修正内容を記載しなかったことが原因である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、変更後の具体的な作業方法、安全対策等の作業計画を示した協議記録を作成するなど、書類での変更確認について徹底を図るよう、3月1日の課内会議で周知徹底した。</p>	措置済

住宅都市局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 重点項目「工事の安全管理」</p> <p>イ 鉄筋のガス溶断作業</p> <p>本工事は、北区の市街地再開発事業における既存建物の解体撤去工事である。</p> <p>請負人は、ガス溶断作業については、労働安全衛生法に基づき作業主任者を選任すること、また解体作業については、労働安全衛生規則に基づき作業手順や危険防止の方法等を示した作業計画を定め、当該作業計画により作業を行うことと定められている。</p> <p>本工事では、契約変更で追加した建物基礎の撤去において、鉄筋のガス溶断作業を行った。</p> <p>しかし、請負人は、ガス溶断作業を行うことについて、発注者への事前説明を行わず、ガス溶断作業の作業主任者の選任や、当初策定していた作業計画への反映もしていなかった。また、作業中に保護具を装着していなかった。</p> <p>請負人は、作業主任者の選任と変更内容の作業計画への反映を適切に行うとともに、発注者と請負人双方が作業計画に基づいて事前に作業手順や安全性を確認し、必要な安全対策等を講じるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。</p> <p>(住宅都市局市街地整備部都市整備課)</p> <p>[No. 48 鈴蘭台駅前地区建物解体及び敷地整備工事 (その4)]</p>	<p>請負人の安全管理への認識不足及び、ガス溶断作業を行うことについて、発注者と請負人双方が十分確認しなかったことが原因である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、発注者による安全管理の徹底と、作業内容に変更があった場合は、施工方法を双方で十分確認したうえで、作業計画への反映を請負人に指導するよう、平成 29 年 2 月 28 日に課内の解体工事発注担当者による会議で、周知徹底した。</p>	措置済

神戸市道路公社

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 設 計		
<p>ア 導水樋の仕様</p> <p>本工事は、布引トンネル（山麓バイパス）の補修工事である。</p> <p>漏水対策として耐寒仕様の導水樋を設置していた。耐寒仕様は、寒冷地における漏水の凍結防止を目的としたものであり、本工事の現場の気象条件を勘案すると道路仕様を採用するべきであった。</p> <p>現場条件に合わせて適切に設計・整備すべきである。</p> <p>（神戸市道路公社道路管理部管理課） [No.81 布引トンネル補修工事]</p>	<p>過去に布引トンネルの坑口付近で漏水が凍結した事例があったことから、設計時に耐寒仕様の導水樋が妥当と判断したことが原因である。</p> <p>再発防止の取り組みとして、平成 29 年 3 月 6 日の課内会議において、今後は製品選定にあたっては、設計段階や工事発注時の照査において複数職員で十分に検討・確認をすることを出席者全員に周知徹底した。</p> <p>また、課内での情報共有や複数職員でのチェックの重要性について再確認をした。</p>	措置済

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 積算</p> <p>ア 単価の採用順位</p> <p>本工事は北区の新有馬トンネルの補修工事である。</p> <p>「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、単価の採用順位は、①本市単価、②物価資料、③見積り（原則3社以上）もしくは特別調査等としている。</p> <p>しかし、本工事では漏水対策材設置工の材料単価及び施工単価が物価資料に掲載されているにもかかわらず、採用順位の低い見積りを採用し、かつ積算額が過大となっていた。</p> <p>積算基準に基づき適切に積算すべきである。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[No.19 新有馬トンネル補修工事]</p>	<p>本工事で使用した一部の材料単価及び施工単価について「神戸市土木工事標準積算基準書」の適用に誤りがあったこと及び見積単価に関する精査が不十分であったことが原因である。</p> <p>事務所内において、平成29年3月7日に勉強会を開催し、基準書に基づく適用について再度確認するとともに、見積単価についても十分な精査を行い、適切に積算するよう周知徹底した。</p> <p>また、平成29年3月14日の建設局工事係長会においても事例紹介を行い、全建設事務所並びに関係部署に対して周知を図った。</p>	措置済

こども家庭局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 契約</p> <p>ア 業務責任者の通知</p> <p>本業務は、総合療育センターにおける空調用冷温水機の分解整備業務である。</p> <p>製造その他請負契約約款では、請負人は業務責任者を選任し、発注者にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならないとされている。</p> <p>しかし、本業務では書面による通知が行われていなかった。</p> <p>契約約款を遵守するように請負人を指導すべきである。</p> <p>(こども家庭局こども企画育成部総合療育センター)</p> <p>[No.1 吸収冷温水機の修繕]</p>	<p>書面による通知を受けていなかった原因は、「製造その他請負契約約款」の該当規定の理解不足である。</p> <p>今後、同約款に基づく契約については、業務責任者の選任、その氏名、連絡先その他の必要事項を書面により通知することを、請負人に指導するようセンター内で周知した。</p> <p>[平成 29 年 3 月 17 日 センター管理職会議資料；製造その他請負契約約款]</p>	措置済

住宅都市局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p> <p>ア 道路上の解体作業</p> <p>本工事は、西区における消防団器具庫の解体及び新築工事である。</p> <p>道路において工事もしくは作業を行う請負人は、道路交通法に基づき道路使用許可を所轄警察署長に申請し、許可を受ける必要がある。</p> <p>今回の解体作業は、敷地上制約があるため、セーフティコーン等を設置したうえで、解体重機や積み込みトラックが道路上で作業を行っていたが、道路使用許可を受けていなかった。</p> <p>法令に基づき適正に手続きを行うよう、請負人を指導すべきである。</p> <p>(住宅都市局建築技術部建築課)</p> <p>[No. 46 西消防団神出支団第4分団古神班器具庫新築他工事]</p>	<p>道路上で作業をする際は、道路使用許可を申請しなければならないにもかかわらず、手続きを怠っていたことが原因である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、施工計画書等において、道路使用許可等手続きの要否の確認及び記載をおこなうよう、「総合施工計画書チェックリスト」に確認項目を新たに追加し、3月1日の課内会議で周知徹底した。</p>	措置済

神戸市道路公社

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5) 施工</p>		
<p>イ 大気汚染防止法の遵守</p> <p>本工事は、布引トンネル地下換気所に設置された空調用冷凍機の更新工事である。</p> <p>大気汚染防止法では、解体等工事の請負人は当該工事が特定工事（石綿排出等作業を伴う建設工事）に該当するか否かについて調査を行い、結果を書面により発注者に説明し、工事場所に掲示することと規定されている。</p> <p>しかし、本工事では、石綿含有調査結果の書面による説明、掲示が行われていなかった。</p> <p>工事の施工に際しては、関係法令を遵守するように請負人を指導すべきである。</p> <p>（神戸市道路公社道路管理部設備課） [No.83 布引地下換気所 2号冷凍機更新工事]</p>	<p>受注者が失念していたことと、受注者と発注者双方が手続きを十分確認しなかったことが原因である。</p> <p>再発防止の取組みとして、公社独自の監督員チェックリストを用い、業務を確実に遂行するとともに、受注者への指導を徹底していくように平成29年3月2日の機械係会議において周知徹底した。</p> <p>また、平成29年3月3日の課内会議において、同様に情報の共有を図り、法令遵守について周知した。</p>	措置済

建設局

意見要望の概要	措置内容	措置状況
<p>ア 土質区分の判定（設計）</p> <p>本工事は、須磨区における明神橋架替に伴う橋台築造のため、土留杭を先行して設置する工事である。</p> <p>詳細設計において、地表から河床までの盛土部分を除く掘削範囲の土質区分を「礫質土」と判定していた。</p> <p>しかし、既存のボーリング調査では「砂質土」となっており、土質区分に相違があった。</p> <p>判定根拠とされている詳細設計時における追加ボーリング調査は、近傍の河床から地下の調査であり、その結果を該当範囲の土質区分の判定に適用するのは根拠として不十分と言わざるを得ない。</p> <p>土質区分の判定は設計、積算上、重要な要因であり、特に積算においては土留杭の施工能力に影響することから、ボーリング調査などの事前調査結果を精査し、より客観的、合理的な判定を行うための十分な根拠を整理するとともに、現場の土質区分を適切に反映した設計を行うよう要望する。</p> <p>（建設局西部建設事務所） [No.15 明神橋架替に伴う土留杭設置工事]</p>	<p>平成16年度に行ったボーリング調査では「砂質土」となっていたものを、平成25年度の詳細設計時に追加して行った河床以下のボーリング調査では、河床直下の層は礫分が多く「礫質土」とあるという判定結果が出たことから、地表から河床までの土質区分の判定を「礫質土」として判定したことが原因である。</p> <p>平成29年3月9日に事務所内会議を開催し、設計時における土質の判定の重要性について周知徹底した。また、平成29年3月14日には、建設局工事係長会で事例紹介を行い、全建設事務所並びに関係部署に対して周知を図った。</p>	措置済

神戸新交通㈱

意見要望の概要	措置内容	措置状況
<p>イ 時間的制約を受ける労務単価の積算（積算）</p> <p>本工事は神戸新交通ポートアイランド線及び六甲アイランド線の走行路舗装の補修工事であり、終電から始発までの営業時間外における夜間工事となる。</p> <p>「国土交通省土木工事標準積算基準書」によれば、労務単価は標準作業時間を 8 時間とし、施工条件によってやむを得ず通常勤務する時間帯（8 時～17 時）を外して作業を行う場合は「時間外割増し」を乗じる。また、時間的制約を受ける場合は「補正割増し係数」を乗じて設計単価とすることとしている。</p> <p>本工事の走行路撤去・打設工では、準備や安全確認のための現場待機も含めた作業時間を想定のうち 8 時間当たり労務単価に「時間外割増し 1.5」を乗じた単価を計上している。</p> <p>しかし、施工計画書では作業時間を 6 時間 30 分で設定しており、作業員を 8 時間拘束しているとの報告は受けているものの十分に確認できる記録はなかった。</p> <p>夜間の限られた時間内で行う特殊条件であることは理解できるものの、本作業内容で「準備・ミーティング等」に 2 時間 15 分も必要であるとは考えにくく、客観的かつ合理的な根拠とは言い難い状況である。</p> <p>以上のことから、時間的制約を受ける労務単価の積算については、合理的な基準等に基づいて設定するよう要望する。</p> <p>（神戸新交通㈱運輸技術部施設課） [No.92 平成 27 年度神戸新交通 走行路補修工事]</p>	<p>時間的制約を受ける夜間作業で行う労務単価の積算について、軌道内作業に伴う安全性を確保した上で、他社の考え方も参考に準備作業や後作業の必要性を吟味して作業内容等を精査した。労務単価の積算のあり方について平成 29 年 4 月 7 日までに複数回に渡り検討を行い、平成 29 年 5 月より積算基準を改定し、合理的な夜間作業時間のサイクルタイムを採用している。</p>	措置済